

2004年5月11日

中央労働委員会
会長 山口浩一郎 様

最 終 陳 述 書

再審査申立人 所在地 大阪市中央区北浜東1 - 17
日本ワードデータビル8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 山下恒生

本件について、再審査申立人は以下の通り最終陳述を行う。

1．請求する救済内容

初審命令主文を次のとおり改めるとの命令を求める。

- (1) 再審査被申立人は、再審査申立人組合員デイビッド・アグニューに対する解雇通知を撤回すること、及び、同人を2002年度以降も雇用継続すること。
- (2) 再審査被申立人は、再審査申立人が2000（平成12）年11月27日及び2001（平成13）年6月21日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じること。
- (3) 再審査被申立人は、再審査申立人が2000（平成12）年11月27日及び2001（平成13）年6月21日付けで申し入れた団体交渉申入書記載の事項のうち、特任外国語講師の雇用保険加入に関し、従前の見解を変更する場合は、誠実な団体交渉を実施すること。
- (4) 再審査被申立人は、就業規則の制定及び労働基準監督署への届出に当たり、再審査申立人からも、学内の三つの労働組合と同様の協議・意見聴取をすること。
- (5) 再審査被申立人は、再審査申立人との団体交渉で、一定の結論に達するまで、雇用保険加入に関して、直接組合員に対して働きかけないこと。
- (6) 再審査被申立人は、非常勤講師組合員に対して雇用契約書への署名を強制しないこと。
- (7) 再審査被申立人は、再審査申立人のストライキ行動を妨害しないこと。

2．事実経過

- (1) 上記「1．請求する救済内容(1)(2)(3)(5)(6)(7)」に関わる事実経過については、再審査申立人（以下、「申立人」という）の2003年1月29日付初審最終陳述書記載の通りである。

なお、上記(2)すなわち誠実団交応諾義務に関わって、再審査被申立人（以下「被申立人」という）が特任外国語講師及び専任教員を雇用保険に加入させなかったことは

法律違反であった（甲第32号証）

（2）上記「1．請求する救済内容（4）」に関わる事実経過は以下の通りである。

2000年12月21日、被申立人は申立人との間で行った団交（以下、「第1回団交」という）で、特任外国語講師だけでなく非常勤講師についても契約を結んでいく制度に変えていきたいと述べたが、申立人が「改悪にあたる」と反対すると、「それはまだまだ方向性ですので。提案するまでにはっていない。」と述べた（甲第30号証14ページ、乙第7号証14ページ）。

2001年7月7日に開かれた第2回団交で、申立人が特任外国語講師の3年雇用期限の廃止を求めたことに対して、被申立人は「研究職を中心にとということになると思いますけれども、期間を限った任用というのが出来るようになったと、法律的にもですね。そういった意味で、今本学でも、昨今検討をしているということを申し上げたけれども、これも大詰めにきておまして、専任の方でも、むしろ3年間、1年更新としますけれども、上限を3年にする、いわゆる先生方の任用、あるいは、まあ、例の法科大学院等を含めてですね、今まで日本の労働雇用慣行としては、専任でなければいかんというようなことで、兼職を認めるようなですねルールも作っていかないかんという、そういう意味では、多様な雇用形態というのを、やっぱり日本の大学も取らざるをえなくなってまいりましたんで、そういった意味では、もうそれぞれ条件の違うというか、それぞれの、あのある意味で、条件設定をし、多様な雇用形態をきちんと契約でやっていかないといけないと、そういう時代にきたという認識を持っておりますので、思いますので、そういった意味で、様々な雇用形態というのが生まれてくる可能性を含んでいる。私どもでも、その期間を限ったこういう雇用というのはむしろなくなる、むしろ増えていくのではないかなあと考えております」と述べた（甲第31号証3～4ページ、乙第8号証3～4ページ）。

2001年7月12日、被申立人は関西大学非常勤講師雇用規程（以下、「非常勤講師規程」という）を制定した（甲第12号証）。

2001年9月26日に開かれた第3回団交で、被申立人は「非常勤講師の更新に係わる問題についても改善しようとして検討している。」「将来的な展望の上で改善を検討していく必要は認識している。専任教育職員を含めてそのあり方、非常勤講師、特任外国語講師の諸規程の見直し・改善をやっていかないと立ち行かない時代に来ているという認識が事実ですので、様々な改善・改良をしていくが、アグニュー氏個人の待遇について、今すぐ改善せよ、との要求については、NOといわざるを得なかったとご理解いただきたい」と述べた（被申立人準備書面（3））。

第3回団交で、被申立人が「非常勤講師規程を制定して、学内三労組の意見書をつけて届けようと思っている」と述べた証拠はない（第4回審問速記録33～34ページ、被申立人準備書面（3））。

被申立人は非常勤講師規程を関西大学教員組合、関西大学事務職員組合、関西大学教諭組合（以下、「学内三労組」という）の意見書を添付して、茨木労基署に届け出た。

茨木労基署に届け出るにあたり、被申立人従業員の過半数を組織する労働組合が存在しないにもかかわらず、従業員の過半数を代表する者の意見を添付しないばかりか、

申立人には意見を求めないで、非常勤講師を組織していない学内三組合には意見の提出を求め、これらの組合から出された各意見書を添付した（第3回審問速記録23～24ページ）。

届け出の日付について、被申立人は2001年10月29日としている（被申立人準備書面（3））が、9月であった可能性もある（第4回審問速記録35ページ）。

被申立人は、2001年11月26日付「関西大学非常勤講師雇用規程の制定及び契約書の導入について（通告）」なる文書（甲第12号証）を申立人に送付してきた。同文書によると、被申立人は2002年4月1日以降の非常勤講師雇用にあたっては従来の辞令方式を廃止して、雇用契約書を締結することにした、そのために2001年7月12日に非常勤講師規程を制定し、茨木労基署に届け出を行い、受理されたというものであった。

被申立人は、2001年11月、非常勤講師組合員に対して、2002年度からは辞令方式から契約書方式による雇用契約に変更することを通知してきた（甲第13号証）。

申立人は、2001年12月、茨木労基署に非常勤講師規程の届け出について瑕疵があるので調査をするように要請するとともに、被申立人には労基法に違反するから手続きをやり直すように求めた。これに対して、被申立人は次回以降は厳正にするが今回はこのままで行くとして申立人の要求を拒否した。

2002年2月21日、茨木労基署は、非常勤講師規程は届け出要件が整っていないために不受理として被申立人に返戻した（第3回審問速記録24～25ページ、被申立人準備書面（3）（7））。

被申立人は非常勤講師規程が茨木労基署から不受理とされたにもかかわらず、2002年3月、非常勤講師組合員に対して雇用契約書を送付して、署名・捺印のうえ提出することを求めた（甲第16号証）。

3. 不当労働行為性

(1) 上記「1. 請求する救済内容（1）（2）（3）（5）」に関わる事実についての不当労働行為性については、再審査申立書2.（3）の通りである。

なお、上記（2）、すなわち誠実団交応諾義務に関わって、特任外国語講師及び専任教員を雇用保険への加入要求について、被申立人がこれを「拒否する具体的理由を示して答えている」としても、甲第32号証が示すように雇用保険未加入は法律違反であることは明らかであり、加入を拒否する理由がいかにも具体的であろうとも合理的理由とはなり得ないのであるから、誠実団交義務を果たしたことはない。

(2) 上記「1. 請求する救済内容（4）」に関わる事実、すなわち非常勤講師規程の制定及び労基署への届け出に関わる事実の不当労働行為性は以下の通りである。

使用者は、企業内あるいは事業場に複数組合が併存する場合、各組合に対して中立の立場を取ることが義務づけられている。それは憲法28条が労働基本権を保障したことにより、すべての労働組合は相互に対等な立場にあるからである。したがって、使用者は労働組合との団体交渉、便宜供与などすべての労使関係において各組合を平等に取り扱わなければならないのであって、いずれか一方を優遇したり、あるいは一方を差別してはならないのである。

被申立人は、上記第2.(2)～の通り、非常勤講師規程の制定に関わり、申立人に一度も提案・協議を行わなかった。

被申立人は、第1回団交においては、非常勤講師との契約を辞令方式から契約書方式に変更する方向性にあることを述べただけであり、第2回団交では、専任教員を含めて多様な雇用形態の契約を結ぶ時代にきたという認識を披露しただけである。そして第3回団交において、「専任教育職員を含めてそのあり方、非常勤講師、特任外国語講師の諸規程の見直し・改善をやっていかないと立ち行かない時代に来ているという認識」を披露したが、「非常勤講師規程を制定したので、学内三労組の意見書を添えて労基署に届け出ようと思っている」と述べた事実は明らかでない。

そして、被申立人は、申立人には意見書の提出を求めることなく、学内三労組にだけ意見書の提出を求めて、その意見書を添付して非常勤講師規程を労基署に届け出たのである。

こうした被申立人の行為は、複数組合が存在する場合における中立保持義務に違反して、学内三労組を優遇し、申立人組合を弱体化させる行為であり、支配介入にあたる。

被申立人は、申立人とも非常勤講師との契約を辞令方式から契約書方式に変更することについて団交で協議したと主張しているようであるが、事実は上記の通りである。

仮に、被申立人の主張する通りの事実であるとしても、契約書方式に変更することについて団交で協議しただけであり、非常勤講師規程の制定及び労基署への届け出に関しては、申立人に一度も協議・提案することなく、学内三労組に非常勤講師規程を提示して意見書を求めたのであるから、中立義務に違反した支配介入であることにはかわりはない。

被申立人の支配介入にあたる行為により、申立人の非常勤講師組合員は突然に非常勤講師規程を送りつけられ、同規程に基づく契約を締結することが知らされ、動揺するという効果を持ったのである。

- (3) 上記「1. 請求する救済内容(6)」に関わる事実、すなわち非常勤講師組合員に対して雇用契約書への署名を強制に関わる事実の不当労働行為性は以下の通りである。

被申立人は、申立人が非常勤講師規程の届け出が労基法に違反しているからやり直すように求めたことを拒否し、また労基署から非常勤講師規程は届け出要件が整っていないために不受理として返戻されてきたにもかかわらず、この規程に基づく雇用契約書を非常勤講師組合員に送付して、署名・捺印のうえ提出することを求めた。この被申立人の行為は、組合の存在を無視したものであり、組合員に組合に加入していても利益がないという意識を植え付けようとしたものであり、労組法7条3号に該当する不当労働行為であることは明らかである。

なお、初審命令はこの事実について判断を行っていない。

- (4) 上記「1. 請求する救済内容(7)」に関わる事実、すなわちストライキ妨害に関わる事実の不当労働行為性は以下の通りである。

被申立人は、申立人がアグニュー組合員を指名ストライキに突入させると、ストラ

イキ通告を受け取らず、職員を使ってストライキ行動を妨害し、教育合同に支持・協力しないように訴えるチラシを大学内に掲示し、ストライキに突入したアグニューにストを中止して仕事に就くように求め、また後日アグニューに二度とストライキをしないように警告を発した。この被申立人の行為は、組合の自主的な活動に介入したものであり、労組法7条3号に該当する不当労働行為であることは明らかである。

なお、初審命令はこの事実について判断を行っていない。

4 . 結語

以上の通り、被申立人の各行為の不当労働行為性は明らかであるので、請求する救済内容通りの早期命令を求めるものである。

以 上